

安全安心はまず 住まいの地震対策から

地震に対する備えを行うため、昭和56年5月以前に完成した住宅は、まずは

無料耐震診断を受け、耐震性をチェックしてみましょう。

問建築課 ☎(582)1139 ☎(582)3284

1 木造住宅無料耐震診断を受けましょう

対象建築物 次の要件をすべて満たすもの

- ①市内の建築物で、昭和56年5月31日以前に完成した建物。
 - ②延べ面積の2分の1を超える部分が住宅の用に供されていること。
 - ③階数が2以下で延べ床面積が300平方メートル以下。
 - ④木造軸組工法による建築物で、枠組壁工法または丸太組工法によるものでないこと。
 - ⑤大臣などの特別な認定を得た工法による建築物でないこと。
 - ⑥過去に守山市が実施した耐震診断を受けていないもの。
- 対市内に住所があり、対象建築物を有する人。
定先着8棟
申11月末までに建築課へお申し込みください。耐震診断員を派遣します。

2 木造住宅耐震改修概算費用(補強案)を作成します

耐震診断の結果、耐震性が低い(総合評点0.7未満)と判定された木造住宅について、総合評点0.7以上に補強するための補強案およびその概算費用内訳書を無料で作成します。

- 対象建築物 ①の要件に加え、総合評点が0.7未満の木造住宅
- 対①を同時に申し込む。
定先着8棟
申11月末までに建築課へお申し込みください。耐震診断員を派遣します。

3 耐震改修あるいは解体(除却)して地震に備えましょう

耐震性が低い(総合評点0.7未満)と判定された木造住宅の所有者に工事費用の一部を補助します。

木造住宅の耐震改修事業補助金

対象建築物 ②(左ページ)と同様

対市内に住所があり、対象建築物を有する人(市税の滞納がないこと)。

補助対象事業 次の要件をすべて満たすもの。

- ①一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の住宅で耐震改修工事を行うことにより、総合評点が0.7以上となるもの。
- ②設計者および工事施工者が、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿に登録されていること。

③交付決定後の事業着手であること(事業着手とは、当該工事の設計に係る契約を締結することです。契約や工事着手後の申請は受付できません)。

④9月末までに交付申請を行い、平成31年3月20日までに工事が完了すること。

定予算の範囲内(先着順)
詳しくは建築課へお問い合わせください。

補助金額(1件あたり)

補助対象経費	基本補助額	加算項目(加算補助額)							最大補助額※2
		居住者に高齢者(満65歳以上の)を含む世帯	市内業者に限る(設計・施工業者とも)	緊急輸送道路等沿いの住宅で一定の条件を備えるもの	高齢者のみの世帯①	避難経路バリアフリー化(廊下の段差解消や手すり設置などの工事)※1	子育て世帯(居住者に中学生までの子を含む場合)②	内覧会の開催	
50万円超～100万円以下	10万円	+5万円	+5万円	-	-	-	-	-	20万円
100万円超～200万円以下	20万円	+10万円	+5万円	+10万円	+5万円	【上限】+10万	+10万	+10万	75万円
200万円超～300万円以下	40万円	+10万円	+10万円	+10万円	+10万円	【上限】+10万	+10万	+10万	100万円
300万円超～	60万円	+20万円	+10万円	+10万円	+10万円	【上限】+10万	+10万	+10万	130万円

※1 加算補助額は避難経路となる廊下などのバリアフリー化工事費の20%以内で、かつ補助額上限を10万円としています。
※2 最大補助額を算出する際、「高齢者のみ世帯①」と「子育て世帯②」との併用加算はできません。

木造住宅の耐震対策除却事業補助金

対象建築物 ②(左ページ)と同様

対市内に住所があり、対象建築物を有する人(市税の滞納がないこと)

補助対象事業 次の要件をすべて満たすもの。

- ①一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の住宅で除去工事を行うもの。
- ②設計者および工事施工者が、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿に登録されていること。
- ③交付決定後の事業着手であること。(事業着手とは、当該工事の設計に係る契約を締結することです。契約や工事着手後の申請は受付できません)。
- ④9月末までに交付申請を行い、平成31年3月20日までに工事が完了すること。

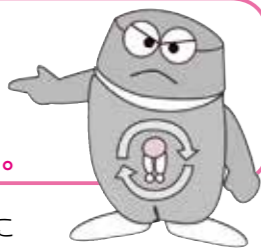
補助金額

補助対象経費	基本補助額
50万円超～100万円以下	10万円
100万円超～200万円以下	20万円
200万円超～300万円以下	40万円
300万円超～	60万円

定予算の範囲内(先着順)
詳しくは建築課へお問い合わせください。

クルちゃんのつぶやき③4

最近、市内で新聞の持ち去りが横行しているよ。みんなで注意しよう。



持ち去り行為は、夜間にも発生しています。収集日前日からの排出はせず、当日の午前8時までに排出してください。

持ち去り行為を発見した場合は、被害のあった場所や車両の特徴を、警察またはごみ減量推進課にご連絡ください。



ゴミだしメモ：皆さまが分別していただいた新聞などの資源物は、リサイクルすることで市の収益となっています。

問ごみ減量推進課 ☎(582)1121 ☎(583)3911

個人番号(マイナンバー)カードを休日に受け取れます

個人番号カードを申請した人に、順次交付通知書(はがき)で交付のお知らせをしています。市民課では平日の開庁時間(午前8時30分～午後5時15分)に加え、休日にも交付手続きを行いますので、ぜひご利用ください。

交付日時 5月13日(日)、6月10日(日)、7月8日(日)の午前8時30分～午後3時
※8月は開庁日を設定しません。

●個人番号(マイナンバー)カードを取得すると

- ・コンビニで土・日曜日、祝日でも住民票などの取得が可能
- ・窓口よりも1通あたり100円お得
- ・公的な身分証明書として使用可能
- ・e-taxなど電子申請にも使用可能

個人番号カードの申請方法についてはマイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>)をご覧ください。



ホームページ

問市民課 ☎(582)1122 ☎(583)9737